

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和元年 5 月 7 日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区内中小企業の職場環境整備支援事業委託

(2) 事業目的

昨今の雇用情勢では人手不足が深刻な問題となっており、介護や病気の治療、子育てなどを理由に優秀な人材が離職することは、企業にとって大きな損失である。こうした課題を改善するには、ライフスタイルにあった多様な働き方を企業が先取りして取り組むことが求められる。

世田谷区新実施計画（後期）重点政策6でも、4年間の取組み方針として「職住近接に向けた産業基盤の強化と多様な働き方の推進」を掲げた。具体的な取組み方針として、「子育てや介護をしている区民の働き方改革の推進をはじめ、多様な働き方に対応するテレワークやコ・ワーキング・スペースの環境整備を促進する」と掲げている。

しかし、平成29年度に区が実施した「世田谷区働き方改革の推進と子育て・介護と仕事の両立に向けた調査」において、区内企業の「テレワーク制度の導入状況」は8.5%と低い状況にある。一方、平成29年度と同調査にて区内企業の従業員のうち、「テレワーク制度を利用したいが、事業所でテレワーク制度を導入していないため利用していない」と答えた方が介護中の方（経験者含む）で72%、子育て中の方で75%であり、働く人と企業の間でミスマッチが生じている。

そのため、世田谷区では、区内の中小企業支援として、働く時間や場所等に制約のある、多様な人材の離職防止や人材確保に繋げるために、テレワークをはじめとした誰もが働きやすい職場環境の整備を行う。

(3) 業務内容

区内中小企業3社をモデル企業として選定し、選定した企業の業務の点検、洗い出し・見直し・切り出しを図り、テレワーク制度等の導入や多様な就業形態の導入に係る総合的な支援を行う。さらに結果をセミナーと冊子により周知し、区内中小企業へ好事例として波及を図る。

①モデル企業の選定

- i テレワーク疑似体験セミナーの開催
- ii セミナー参加企業への個別コンサルティングの実施
- iii 審査会の開催と支援企業の決定

②モデル企業へのコンサルティングの実施Ⅰ（経営や業務に関する課題分析、解決の方向性・優先度の整理）

③モデル企業へのコンサルティングの実施Ⅱ（生産性向上に向けた取組み）

- i 業務内容の整理、洗い出し

- ii テレワーク制度の導入および体験
- iii 多様な就業形態導入に係る就業規則等のルールづくり、制度の明確化
- ④モデル企業へのコンサルティングの実施Ⅲ（社内全体教育と共有、サポート体制の明確化の支援）
- ⑤モデル企業及びモデル企業の従業員へのアンケートの実施と事業の効果検証
- ⑥モデル企業の職場環境改善を踏まえた新規求人支援
- ⑦職場環境整備改善セミナー等実施
- ⑧区内企業向け情報誌の作成

(4) 履行期間

令和元年7月1日から令和2年3月31日まで（予定）

なお、令和2年度および令和3年度についても引き続き同事業を実施する場合は、同じ事業者と年度ごとに随意契約する予定である。ただし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを契約の条件とする。

2 参加資格要件

提案者提出時において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 地方自治体から同種又は類似の業務を受託した経験を有すること。
- (6) プライバシーマーク、もしくはI SMS認証を取得していること。

3 提案書の提案者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施体制に関する事項
事業を円滑に遂行する組織力、区の要求に対応する能力など
※業務従事者一覧（役職、同種・類似プロジェクトの実績等）
- (2) 同種・類似業務の実績
地方自治体から同種又は類似の業務を受託した際の履行内容及び実績など
- (3) 実施方針
業務理解度、本業務遂行における有利性、スケジュールなど
- (4) 業務内容に関する提案
モデル企業の選定、企業向けコンサルティングの実施、社内全体教育と共有、サポート体制の明確化の支援、事業参加企業及び従業員へのアンケートの実施と事業の効果検証、職場環境改善を踏まえた新規求人支援、職場環境整備改善セミナー等実施、区内企業向け情報誌の作成にあたり、効果的、効率的な実施方法について、具体的に、各プログラムの実施時期や実施回数、実施手順・手法、必要となる手続き、

セミナーの企画内容、情報誌の各ページのコンセプト、表紙デザインとタイトルなど

(5) 見積書

見積金額及び内容の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課 担当：中村、井上
住所：〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎
TEL：03-3411-6662

ホームページ：

<http://www.city.setagaya.lg.jp/konnatoki/1009/1091/d00165636.html>

E-mail：SEA01002@mb.city.setagaya.tokyo.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時（土日・祝日を除く）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和元年5月7日（火）～5月21日（火）正午

（土日・祝日を除く、8時30分～17時まで。但し最終日は正午まで）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和元年5月21日（火）正午

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）の窓口への持参に限る。

（※上記4の参加資格要件を確認できる書類を添付すること）。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和元年6月19日（水）午後3時

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）の窓口への持参に限る。

6 その他

(1) 提案書作成に要する費用は提案者の負担とする。

(2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無

(6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。

(7) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。

(8) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。

(9) 提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(10) 詳細は説明書による。